

確定申告書の提出もれなどはありませんか 函館税務署からのお知らせ

確定申告書の内容が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた方やうっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。



もう一度ご確認ください。

- ▷税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。
- ▷税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。
- ▷確定申告書を提出しなければならないのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

相続税の基礎控除額が引き下げられました

27年1月から相続税の基礎控除額が、次のとおり改正されました。

改正前 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)
改正後 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数)

被相続人（亡くなられた人）から相続または遺贈により取得した財産の合計額が基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

詳しくは、国税庁のHPをご覧ください。

HP <http://www.nta.go.jp>

お問合せ 函館税務署 ☎31-3171

27年度は3年に一度の見直しの年 固定資産の評価替え

市内全ての土地と家屋の評価額について、次のとおり見直しを行いました。

評価替えの状況

土地（宅地）の評価額

24年度と同様、評価の均衡を図るため、地価公示価格等の7割を目途に評価替えを行いました。

この結果、全市平均で2.4%評価額が下がります。

各用途地区別の平均では、商業地区は約1.5%、住宅地区は約2.2%、工業地区は約3.3%、村落地区は約2.3%、観光地区は約3.2%評価額が下がります。



評価替えに伴う税負担

土地の固定資産税

課税の公平の観点から、負担水準が一定の水準を上回る土地（住宅用地以外60%）は引き下げや据え置きとなりますが、下回る土地は税負担を上昇させ、均衡化を促進する措置が講じられています。

今回の評価替えにより評価額が下がった土地は、負担水準の高い土地では税額が引き下げまたは据え置きとなる一方、負担水準の低い土地では一定の水準に達するまで税額が上昇します。

※ 負担水準等については、納税通知書に添付の「固定資産の課税明細書」でご確認ください。

家屋の固定資産税

家屋の評価替えに伴う税負担については、構造・用途ごとに差はありますが、木造家屋はおおむね平成3年以降、非木造家屋（鉄骨造）はおおむね昭和50年以降に建築された住宅は減額となり、それ以前に建築された住宅は前年度と同額となりますが、税負担が前年度より増額となることはありません。

※ 詳しいことは資産税担当にお問合せください。

なお、納税通知書は4月中旬に送付します。

お問合せ 税務室資産税担当

▷土地 ☎21-3226 ▷家屋 ☎21-3225

指定管理者 公募予定施設

お問合せ
行政改革課
☎21-3675

28年度からの施設管理を行う指定管理者の公募を予定している施設をお知らせします。
募集時期等の詳細は、決定次第お知らせします。

指定管理者の公募予定施設

- ▷青函連絡船記念館摩周丸
- ▷亀尾ふれあいの里
- ▷空港ふれあい菜園
- ▷港町ふ頭コンテナヤード施設
- ▷函館市斎場ほか3斎場（戸井、榎法華、南茅部）
- ▷棧橋駐車場および函館駅前広場駐車場
- ▷南茅部スポーツセンターほか5施設
（南茅部プール、南茅部運動広場、南茅部市民庭球場、白尻スキー場、南茅部ふるさと文化公園）